

学校法人研伸学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人研伸学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事長及びその他の学園を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- 三 職員理事とは、学園の職員（学長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- 六 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- 七 職員評議員とは、学園の職員（学長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- 八 報酬等とは、報酬、退職金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- 九 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給しない。

- 2 常勤理事及び常勤監事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に役員退職金規程に基づき退職金を支給する。

(費用)

第4条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、日額5,000円の交通費を支給する。ただし、受領を辞退した場合は、この限りではない。

- 2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学園旅費規程第5条に定める。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(備え置き及び閲覧)

第5条 学園は、この規程を事務所に備え置かなければならない。

- 2 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程

を閲覧に供しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。